

食料供給困難事態対策法案 参照条文目次

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）	1
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	1
○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	4
○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	5
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	5
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）	6
○ 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）（抄）	6

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

- 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

- 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

- 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3
（略）

9 この法律で「再生医療等製品」とは、次に掲げる物（医薬部外品及び化粧品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 次に掲げる医療又は獣医療に使用されることが目的とされている物のうち、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの

イ 人又は動物の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成

ロ 人又は動物の疾病の治療又は予防

- 二 人又は動物の疾病の治療に使用されることが目的とされている物のうち、人又は動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子含有させたもの

10
18
（略）

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

※ 孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）（令和六年四月一日施行）による改正後

(設置)

第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
日本医療研究開発機構審議会	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）
食品安全委員会	食品安全基本法
土地等利用状況審議会	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律
休眠預金等活用審議会	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
障害者政策委員会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
再就職等監視委員会	国家公務員法
退職手当審査会	国家公務員退職手当法
新技術等効果評価委員会	産業競争力強化法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
孤独・孤立対策推進本部	孤独・孤立対策推進法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法
食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）

第四十三条 本府に、沖縄総合事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 (略)

(審議会等)

第五十四条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

(地方支分部局)

第五十七条 委員会及び庁には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

(地方支分部局)

第九条 第三条の国の行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十七条 宮内庁に、地方支分部局として京都事務所を置く。

2・3 (略)

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条 (略)

②・③ (略)

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）

附 則

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）		（略）		（略）		（略）
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）		第二条第二項		及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁	
				及び各省	、復興庁及び各省	
				又は各省	、復興庁又は各省	
				又は省令	、復興庁令又は省令	
第十四条						

2・3 （略）

○ 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）（抄）

（復興庁設置法の一部改正）

第七条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）	第三条第二項	又は	、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第七条第五項又は
--------------------------	--------	----	----------------------------------